

案件概要

資料 1

実施前（募集概要）

件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
内 容	
東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。	
1 協賛カテゴリ	
(1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー 大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下3区分を設定 ・5,000万円（相当）以上 ・1,000万円（相当）以上から5,000万円（相当）未満 ・100万円（相当）以上から1,000万円（相当）未満	
(2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下3区分を設定 ・100万円（相当）以上 ・50万円（相当）以上から100万円（相当）未満 ・50万円（相当）未満	
2 募集期間 要綱施行日から令和7年9月30日まで	

- 3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等
呼称・エンブレム使用
氏名・企業ロゴ掲載 等
- 4 受入条件等
以下の条件に該当しないかを判断
(1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの
(2) 暴力団又は暴力団員等であること
(3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること
(4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること
(5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること

申込後締結前

対象期間	令和6年9月7日から令和6年10月17日まで申込分②
協賛申込内容確認結果等	
申込者について、「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。	

所管部署

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営
本部総務部財務企画グループ

協賛契約についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
協賛受入の条件	<p>当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。 (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。 	R 6 / 10 / 30 財務契約検討会	財務契約検討会 （委員長） 総務部調整担当 小玉シニアマネージャー （委員） 総務部契約・会計グループ 小山マネージャー 総務部予算グループ 生駒マネージャー 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー

収入案件 個別確認表（契約締結前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
本個別確認表の対象案件	令和6年9月7日から令和6年10月17日まで申込分②

確認の視点	確認内容	備考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。 	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込であること	<ul style="list-style-type: none"> ● デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。 	
申込内容が要綱等に反するものでないこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 協賛の内容が公費軽減等の効果を与えるものと認められることを確認した。 ● その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。 	